

平成30年3月2日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成30年第1回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（14名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
9番	太齋	雅一	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	亀井	純	君
財務課長	千葉	繁雄	君
企画調整課長	小松	良一	君
町民福祉課長	太田	雄	君
健康長寿課長	児玉	藤子	君
産業観光課長	安土	哲	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	佐藤	進	君
水道事業所副所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	赤間	隆之	君
企画調整課専門官	佐々木	敏正	君
総務課総務管理班長	櫻井	和也	君
教育長	内海	俊行	君

教 育 次 長	本 間 澄 江 君
教 育 課 長	三 浦 敏 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

---

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 3 0 年 3 月 2 日 (金曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

3 月 2 日から 3 月 2 0 日まで 1 9 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 請願第 1 号 【日本政府に〔核兵器禁止条約〕への速やかな署名と批准を求める意見書】の提出を求める請願について

〃 第 5 議案第 1 号 松島町障がい者計画 (第 3 期) について (提案説明)

〃 第 6 議案第 2 号 松島町高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画について (提案説明)

〃 第 7 議案第 3 号 松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について (提案説明)

〃 第 8 議案第 4 号 松島町介護保険条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 9 議案第 5 号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 0 議案第 6 号 松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について (提案説明)

〃 第 1 1 議案第 7 号 松島町国民健康保険条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 2 議案第 8 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 3 議案第 9 号 松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について (提案説

- 明)
- 〓 第14 議案第10号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）
  - 〓 第15 議案第11号 松島町環境美化の促進に関する条例の一部改正について（提案説明）
  - 〓 第16 議案第12号 松島町営住宅条例の一部改正について（提案説明）
  - 〓 第17 議案第13号 吉田川流域溜池大和町外3市3カ町村組合規約の変更について（提案説明）
  - 〓 第18 議案第14号 指定管理者の指定について（提案説明）
- 【磯崎漁港漁具倉庫】**
- 〓 第19 議案第15号 平成29年度松島町一般会計補正予算（第6号）について（提案説明）
  - 〓 第20 議案第16号 平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）
  - 〓 第21 議案第17号 平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）
  - 〓 第22 議案第18号 平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）
  - 〓 第23 議案第19号 平成29年度松島町観瀾亭等特別会計予算（第4号）について（提案説明）
  - 〓 第24 議案第20号 平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）
  - 〓 第25 議案第21号 平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について（提案説明）
  - 〓 第26 議案第22号 平成30年度松島町一般会計予算について（提案説明）
  - 〓 第27 議案第23号 平成30年度松島町国民健康保険特別会計予算について（提案説明）
  - 〓 第28 議案第24号 平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について（提案説明）
  - 〓 第29 議案第25号 平成30年度松島町介護保険特別会計予算について（提案説明）

- 〃 第 3 0 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度松島町介護サービス事業特別会計予算について（提案説明）
  - 〃 第 3 1 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度松島町観瀾亭等特別会計予算について（提案説明）
  - 〃 第 3 2 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について（提案説明）
  - 〃 第 3 3 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度松島町下水道事業特別会計予算について（提案説明）
  - 〃 第 3 4 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度松島町水道事業会計予算について（提案説明）
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第1回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせいたします。 ████████ さん、ほか1名です。

本日の会議日程等は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、9番太齋雅一議員、10番後藤良郎議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの19日間にしたいと思います。  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの19日間に決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より行政報告を求められておりますので、櫻井町長、行政報告をお願いします。

○町長（櫻井公一君） 本日、第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集いただき、まことにありがとうございます。

本日、提案いたします議案は、条例制定等が10件、その他の議案が4件、平成29年度補正予算が7件、平成30年度当初予算が9件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成29年12月15日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月15日には平成29年第4回松島町議会定例会を招集し、20日までの会期において、松島町水産業共同利用施設設置条例の制定及び各種会計補正予算等についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

12月26日には、公益社団法人塩釜法人会から震災支援事業の一環として自走式車椅子を寄贈いただきました。寄贈いただいた車椅子は、文化観光交流会や石田沢防災センター等に常設し、活用させていただいております。

年が明けて1月7日には成人式を挙行し、未来を担う新成人139人の門出をお祝いしております。

1月8日には、石田沢防災センターで松島町消防団出初め式が行われ、町内外の関係者が見守る中、消防団員約170人が勇壮に行進し、参加者は火災や災害から町を守る決意を新たにいたしました。

1月10日には、松島ブランド推進委員会主催による第4回松島ブランド認定証交付式が開催され、特産部門として松島紅爵かぼちゃのタルトほか2品と、笹かまぼこ手焼き体験が観光プログラムとして新たに松島ブランドに認定されました。

次に、1月16日から17日までの日程で、宮城東部衛生処理組合議員視察研修に参加しました。この研修は、当組合のごみ焼却施設がことしで22年が経過することから、施設の老朽化に伴う延命化対策を計画し、来年度から基幹的改良工事に着手するため、茨城県つくば市及び土浦市の一般廃棄物焼却施設の対策状況を視察してまいりました。

1月25日には、瑞巖寺周辺において第64回文化財防火デー消防訓練が実施され、宝物搬出や救命訓練などが行われました。今回は、平成の大修理を終えて初めての訓練ということもあり、大変有意義なものとなりました。

1月29日には、議会全員協議会において、松島町立保育所再編に係る中間報告及び松島町障がい者計画（第3期）素案、ほか3件を協議いただきました。

2月4日には、第40回松島かき祭りが開催され、会場ではカキ汁や蒸しがきなどを楽しむ3万6,000人の来場者でにぎわいました。また、宮島と天橋立の合同による日本三景PRも行われ、それぞれの紹介やノベルティーの配布を行いました。

2月8日は、松島町総合計画審議会を開催し、松島町バリアフリー基本構想や復興関連事業の進捗状況について説明し、意見交換が行われました。

2月9日には、福祉避難所協定式が行われ、新たに町内の2事業者と災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定の締結を取り交わし、合計で10事業者との協定締結となります。

2月17日には、明治潜穴公園リノベーション事業の着工式がとり行われました。今回のリノベーションでは、施設の老朽化による改修、展望台のバリアフリー化など環境整備を予定し、平成31年度の完成を目指しております。

2月22日には、松島町総合教育会議を開催し、松島町教育大綱と教育振興基本計画について教育委員の皆様と意見交換を行いました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○議長（阿部幸夫君） 議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

1、出納検査・監査については、12月27日、1月25日、2月20日に例月出納検査の報告をいただいております。監査委員のお二人方、大変ご苦労さまでございました。

2番、請願・陳情・意見書等の受理は4件であります。内容は記載のとおりであります。

3、請願・陳情・意見書等の処理はありませんでした。

4、行政視察についてもありませんでした。

5、会議等であります。12月15日の平成29年第4回松島町議会定例会を含め総件数49件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

6、議会だよりの発行です。2月1日に松島町議会だより第133号を発行されております。広報広聴常任委員会広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

7、委員会調査であります。この期間における委員会活動は記載のとおりであります。各委員会委員、所管事務担当職員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

8、議員派遣についてであります。1月18日に、二市三町議長団連絡協議会議員研修会がホテルグランドパレス塩釜で開催され、議員12名を派遣しております。1月19日には、宮城県町村会議員講座が宮城県自治会館で開催され、議員10名を派遣しております。1月22日には、新たな地方公会計制度に関するセミナーがホテル白萩で開催され、議員5名を派遣しております。また、2月9日には、都市・農村共生社会創造シンポジウム in 宮城が江陽グランドホテルで開催され、議員1名を派遣しております。内容は記載のとおりでございます。

次に、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付しておりました報告書によって一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、12月定例会以降に開催されました一部事務組合等の議会につきましては、宮城東部衛



生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会です。

以上で一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告を終わります。

以上で議長の諸報告を終わりたいと思います。

---

日程第4 請願第1号 【日本政府に〔核兵器禁止条約〕への速やかな署名と批准を求める意見書】の提出を求める請願について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、請願第1号【日本政府に〔核兵器禁止条約〕への速やかな署名と批准を求める意見書】の提出を求める請願について議題といたします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（千葉義行君） それでは、朗読いたします。

請願第1号【日本政府に〔核兵器禁止条約〕への速やかな署名と批准を求める意見書】の提出を求める請願について

請願者 松島町松島字普賢堂1-4 松島医療生活協同組合代表理事 蒲生 功  
松島町竹谷字弥勒堂90 全日本年金者組合松島支部 大友 昌  
松島町松島字町内127 松島「九条の会」 井上博之  
塩釜市錦町17-6 塩釜地方労働組合総連合議長 東海林昌利  
多賀城市城南二丁目16-5 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟塩釜支部  
相原君雄

塩釜市錦町17-6 塩釜生活と健康を守る会会長 虎川太郎

紹介議員 松島町議会議員 今野 章

請願の趣旨

国際法で史上初めて核兵器を違法なものとした〔核兵器禁止条約〕が、2017年7月7日の国連会議において国連加盟国193ヶ国の63%にあたる122ヶ国の賛成で採択されました。

条約採択は勇気をもって声を上げ、核兵器の非人道性を身をもって世界に発信し続けてきた広島・長崎の被爆者たち、核武装した国々で行われてきた核実験や、核兵器開発のさまざまな段階での被害者たちと一緒に「核兵器のない世界」を求める市民の多年にわたる共同の取り組みが実を結んだものです。

採択された〔核兵器禁止条約〕は、第一条（禁止事項）において、締約国は「いかなる場合も」次のことを行わないとして、核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」さらに「核兵器の「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し「自国の領域また

は自国の管轄もしくは管理下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。言い換えれば、「いかなる場合も」核兵器を作ること、持つこと、持ち込むこと、そして使用することを禁止し、これら一切に協力することも許さないとしており、例外規定のない完全な禁止を求めた条約になっています。

同条約は50ヶ国が批准した時点から90日後発効されます。昨年9月20日にニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名と批准の手続きが始まりました。同日中に50ヶ国以上が署名を終わり、3ヶ国がすでに批准書を持参しています。今後は発効に向けて署名した国々の国内で批准手続きが行われていくことになります。

この歴史的な〔核兵器禁止条約〕採択への貢献が評価されて、昨年12月10日に2017年のノーベル平和賞が国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)に授与されています。

世界162ヶ国7,536都市に加盟都市を持つ平和首長会議は2017年8月の第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる〔核兵器禁止条約〕の採択を心から歓迎する」「核兵器保有国を含むすべての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の1日も早い発効を求める」とする「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決しています。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応じて、唯一の被爆国である日本こそ率先して取り組むべき課題です。

その意味でも、「非核・平和の町宣言」を掲げている自治体として、その宣言の趣旨に沿って、日本政府が〔核兵器禁止条約〕に署名し、批准されることを切に望み、貴町議会として意見書を提出することを求めるものです。

以上です。

○議長(阿部幸夫君) 朗読が終わりましたので、紹介議員より説明を求めます。8番今野 章議員。

○8番(今野 章君) 今野でございます。

請願第1号【日本政府に〔核兵器禁止条約〕への速やかな署名と批准を求める意見書】の提出を求める請願。

この請願は、歴史上初めて核兵器を国際法上において違法なものとする〔核兵器禁止条約〕が昨年の7月7日、国連会議において賛成多数で採択されたことを受け、日本政府においても、速やかに核兵器禁止条約に署名し批准することを求める内容となっております。

請願の内容につきましては、先ほど請願の趣旨ということで事務局長が読み上げたとおりで

はありますが、若干の説明をさせていただきますと、〔核兵器禁止条約〕の採択に賛成した国は国連加盟国193カ国のうち122カ国で、条約に署名した国はことし1月末現在で56カ国、批准した国は5カ国であります。

この条約が発効するためには50カ国以上の国が批准する必要がありますから、条約を生きたものとするためには各国の国内における批准手続が進んでいくことが期待されているところであります。唯一の被爆国である我が国が率先して取り組むこともまた、こういうときでありますから世界からも大変大きく期待され、果たすべき役割が非常に大きいものと思っております。

また、さらに本町におきましては、参考資料にもありますように平成16年の11月に核兵器による世界唯一の被爆国として再びこの地球上に広島や長崎のような悲劇を繰り返させてはならないと世界の人々に訴え続ける使命がありますというような内容で「非核・平和の町宣言」を行っているところであり、ほぼ毎年のように、議会においても核兵器廃絶に向けた政府等への意見書を全会一致で採択いただき、提出してきているところでもございます。

紹介議員としての説明は以上であります。この間の本町や本議会での取り組み状況などを踏まえまして、本請願につきましては、今定例会において速やかに採択をいただき、意見書の提出へと運んでいただければ幸いであると考えているところでもございます。

議長におきましては、本請願の取り扱いについてよろしくお願い申し上げます、紹介議員からの説明とさせていただきますと思います。どうぞ議員各位にはよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（阿部幸夫君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。請願第1号については、ただいまの紹介議員にも説明があったように、町においては平成16年11月6日に松島町非核・平和の町宣言を行っております。議会においては、昨年の6月定例会において核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を議員提案で議決し、内閣総理大臣、総務大臣及び外務大臣宛てに提出しているところでもございます。

以上の経緯を踏まえ、請願第1号については会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員です。よって、請願第1号【日本政府に〔核兵器禁止条約〕への速やかな署名と批准を求める意見書】の提出を求める請願については、採択することに決定されました。

---

日程第5 議案第1号 松島町障がい者計画（第3期）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第1号松島町障がい者計画（第3期）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第1号松島町障がい者計画（第3期）について提案理由を申し上げます。

松島町障がい者計画につきましては、障害者基本法の第11条第3項に基づき、障害者のための施策に関し、本町の基本的な計画を策定するものであります。

本町の障がい者計画は、平成24年度に松島町障がい者計画（第2期）を策定しており、今回、見直しを行うものでありますが、現行の計画を継承しつつ、今後の町の障害福祉施策としまして、合理的配慮の提供、障害児の支援の充実、経済的自立支援の充実など、取り組みの強化を掲げて推進していくものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させます。よろしくご審議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 松島町障がい者計画（第3期）の概要につきましては、1月開催の全員協議会からの変更点はございません。

なお、56ページ以降にアンケート調査や用語集を初めとした資料をつけ加えております。

また、本日、参考資料として松島町障がい福祉計画（第5期）及び障がい児福祉計画（第1

期)を提出しております。その概要について説明申し上げます。

まず、5ページからが障がい福祉計画です。成果目標として、国の基本指針に基づき、

(1)施設入所者の地域生活への移行を初め4項目についての目標を設定しております。

次に、9ページからが障害福祉サービスの見込み量と確保策で、訪問系サービスを初め4項目について記載しております。

次に、14ページからが地域支援事業の推進で必須事業として10事業、それから20ページの2事業、これが2事業を記載しております。

続いて、22ページからが障がい児福祉計画です。成果目標として、国の基本指針に基づき3項目の目標設定をしております。

24ページからが障害児支援の見込み量と確保策で、障害児通所支援、それから障害児相談支援についての記載をしております。

最後に、27ページからが計画の運営方策について記載しております。

以上で説明を終わります。

○議長(阿部幸夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第6 議案第2号 松島町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について  
(提案説明)

○議長(阿部幸夫君) 日程第6、議案第2号松島町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について(提案説明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第2号松島町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について提案理由を申し上げます。

本計画につきましては、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間で1期として策定するもので、町の高齢者福祉施策と介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

○町長(櫻井公一君) 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長(児玉藤子君) それでは、松島町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)についてご説明申し上げます。

計画書の5ページをお開きください。

5ページ以降、介護保険制度改正のポイントとしてまとめておりますが、文章につきましては1月の全員協議会の際に提出させていただいたものと変更はございません。特に、今回の介護保険法改正の中で新たな制度として5ページ下段にあります介護医療院、6ページの上段にあります共生型サービスが創設されております。この新たなサービスの創設により、議案第3号以降の条例改正の内容に所要の追加がされておりますので、このページのご説明をさせていただきます。

次に、1月の全員協議会でご説明させていただいた中から変更した点について、3点を中心にご説明申し上げます。

第1点目として47ページをお開きください。

47ページの生きがい・役割づくりの推進の文章中ですが、外出・移動支援に係る文章について、上から8行目以降、追加しております。現行のタクシー助成事業や公共交通施策を含めて地域住民や関係機関等と協議しながら、より効果的な対策を検討していくということで文章を変更させていただいております。これにつきましては、全協においていただいたご意見、介護保険運営協議会におけるご意見を反映したものでございます。

2点目として57ページをお開きください。

57ページの中段より下になります⑨地域包括支援センターの体制強化につきましては、処遇困難ケースの支援を行政でというように、行政による支援というものをより明確に文章を変更させていただいております。

3点目として78ページをお開きください。

77から79ページにかけては介護保険料の算出の資料でございますが、前回の説明から介護報酬改定や消費税等を考慮した最終試算は、基準額月額が5,893円となりました。これは全協の際にお示しした試算より65円、さらにふえております。財政調整基金の残高が年度末で、全協でご説明した金額より若干ふえまして約1億4,000万円になる見込みとなったことから、基金を3年間で約5,500万円取り崩し、基準額月額を5,600円とさせていただきたいということで、79ページに所得段階別の介護保険料をまとめております。基準額が第5段階になりますので、先ほどの試算では5,893円でしたが、基金を取り崩し月額5,600円を基準額とするということで最終提出させていただいております。

説明は以上です。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第7 議案第3号から日程第10 議案第6号まで（提案説明）

お諮りいたします。日程第7、議案第3号から日程第10、議案第6号までは介護保険に関する条例の制定及び改正に関する議案の提案説明であります。関連がございますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第3号から日程第10、議案第6号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） それでは、議案第3号から議案第6号まで一括提案させていただきます。

議案第3号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正に伴い、平成30年4月1日より都道府県から市町村に権限委譲される指定居宅介護支援事業者の指定等の事務について条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長よりさせます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第4号松島町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、介護保険法の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料率（介護保険料基準額及び所得段階別介護保険料）を改定するものであります。

また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長よりさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第5号松島町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正及び指定居宅サービス等の事業の人員、

設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準が公布されたことに伴い、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準等について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議案第6号松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等一部を改正する省令が公布されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、条例の全部改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） それでは、議案第3号より説明させていただきます。

議案第3号の最後に今回の介護保険制度改正に伴う関係条例の制定及び改正等についてという資料をA4 1枚にまとめておりますので、3号、5号、6号議案の説明に使用させていただきたいと思っておりますので、お手元に置きながらお聞きいただければと思います。

それでは、議案第3号松島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

資料の1番表の上の条例案、主な内容をごらんください。

本条例の制定につきましては、平成26年の介護保険制度改正で平成30年4月1日から施行分として居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村へ権限移譲されることに伴う制定でございます。あわせて、基準省令改正に伴い、管理者に常勤の主任介護支援専門員を置くことや、医療・介護・福祉の連携強化に関する改正内容を含めた条例となっております。

居宅介護支援事業所とは、要介護1から5の認定を受けている方の居宅、つまり在宅におけるサービスを使うためのケアプランを作成する介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーを配置する事業所のことでございます。利用者が在宅で介護サービスを受ける場合は、ケアプラン事業所と契約し、毎月の介護サービス計画を作成、サービス調整をケアマネジャーが行



うことになっております。

条例の最後に、資料の前につけておりますカラーの資料をごらんください。

これは厚生労働省で示しております権限移譲の資料でございますが、平成30年4月より指定権限が都道府県から市町村へ権限移譲となることに伴い、事業所の指定、指導監査、勧告命令、指定の取り消しなどの権限は所在地市町村が担うことになり、市町村の条例にて指定等に係る人員、運営に関する基準を定めるものです。

現在、町内には居宅介護支援事業所は6事業所ございます。実際に介護保険の利用者は町外の居宅介護支援事業所を25事業所使っておりますが、所在地市町村が指定するという事になっておりますので、指定事業所として県や国保連合会に登録され、利用者は指定されている事業所であればどこでも利用できるという制度でございます。

指定有効期間は6年ですが、県の指定有効期間が切れる事業所から順次所在地の事業所について町で指定することになります。そのため、条例中、ほかの市町村が指定した事業所も利用者は実際に使うこととなりますので、市町村という言葉がこの条例においては使われております。

それでは、その前のページの条例に関する説明資料をごらんください。

この条例の構成につきましては、第1章が趣旨を、第2章が基本方針を、第3章として人員基準を、第4章として運営基準、第5章は基準該当事業所の基準を定めております。特に人員基準につきましては、利用者35人に1人の常勤の介護支援専門員、ケアマネジャーが必要とされております。また、今回の改正でこの常勤という条件と、あと管理者が主任ケアマネジャーでなければならないということが新たに盛り込まれ、それに従った条例にしております。

説明は、第3号議案については以上です。

続きまして、第4号議案松島町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほど、介護保険事業計画の中でご説明いたしましたので、あわせてお聞きください。条例に関する説明及び資料に基づき説明申し上げます。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、介護保険法の規定により3年ごとに見直しを行い、政令で定める基準に従い条例で定めることになっております。30年から32年までの介護給付の見込み総額に対する65歳以上の第1号被保険者の負担割合は、国の介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部改正により、これまで総給付費の22%を賄うとされておりましたが、30年度からは23%賄うというように負担割合がふえております。

これらに基づきまして介護保険料の試算をいたしまして、先ほど計画書でご説明させていただいております。

また、今回の条例改正の中で、各所得段階の基準所得金額、これは6期と7期の介護保険料を表でまとめたのをごらんいただきたいんですが、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令に基づきまして各所得段階の境目の所得金額が改正されておまして、それに基づいて本町の条例においても改正しております。

また、介護保険条例第20条において介護保険法第202条第1項の改正で、「第1号被保険者」を「被保険者」と改められましたので、それにあわせて改めるものでございます。第2号被保険者も介護サービスを利用しておりますので、今回、それらのことに基づき法改正されたと聞いております。

第4号介護保険条例については以上です。

続いて、第5号議案のご説明をさせていただきます。

第5号議案につきましては、先ほどの1枚にまとめた表に、1条、2条、3条として整理しておりますので、お手元に置きながらお聞きいただければと思います。

松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正についてでございます。

今回の改正は、介護保険制度改正、介護保険法の改正と厚生労働省令の改正に伴う関係条例の改正になります。介護サービス事業等に係る基準につきましては、介護報酬改定とあわせて3年に一度の改正が行われており、主な改正は、平成30年において厚生労働省令、平成30年第4号指定居宅等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の中で、各基準省令が一括改正されております。

第5号議案について、町が指定権限となっております地域密着型関連の3つの条例をまとめて一部改正しております。

第1条として、松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正でございますが、地域密着型サービスというのは、要介護1から5の方を対象にした18人以下の小規模デイサービス、認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護のことをいいます。資料の下の段に用語として説明を入れております。

主な改正内容としましては、法改正に伴います障害福祉サービスと相互利用が可能となる共生型サービスの創設に基づく改正と身体的拘束等の適正化、サテライト型看護小規模多機能型事業において、これまで介護サービス事業所は法人格ということでいわれておりますが、

診療所が参入可能となったということで、それにあわせた改正でございます。

第2条でございます。第2条につきましては、地域密着型介護予防サービスに係る基準条例でございます。地域密着型介護予防サービスというのは、要支援1・2の方を対象にした介護予防サービスです。

主な改正内容として、障害福祉サービスと相互利用が可能となる共生型サービスの創設、身体的拘束の適正化等、文言は同じように入っておりますが、特にこれにつきましては認知症対応型通所介護の利用定員、介護医療院の追加。介護医療院につきましても、各条例の中に出てきておりますので、あわせた改正となっております。

第3条につきましては、松島町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正ということで、いずれも長い条例名で大変申しわけございませんが、いずれも国の基準条例に従った条例名になっております。これにつきましては、市町村が、町が指定する地域密着型等の事業所等の申請の資格要件をまとめた条例にしておりまして、今回、新たに第3号議案で市町村が指定権限と下りてきました居宅介護支援事業所の申請者の資格要件を法人と、資格が必要という規定と、先ほどご説明したのと同じように介護小規模多機能型居宅介護事業所に限り、法人格に加え、診療所開設者が資格要件として追加された内容となっております。

続きまして、第6号議案のご説明を申し上げます。

第6号議案では、松島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正でございますが、当初、一部改正で作業いたしました、国の基準省令の章立てが変わりまして、それによって複雑になりましたので、結果的に全改正にさせていただきます。これは市町村が設置する地域包括支援センターの業務の1つが介護予防支援でございます、本町においては、地域包括支援センター直営1カ所でございますので、本町が、私たちが今仕事している内容の基準でございますので、町内の一般の事業所等に関する条例ではございません。

今回の改正は、介護保険法改正及び基準省令の改正に伴う改正で、これまでの条例改正と同じような内容が含まれております。特に医療と介護の連携強化、あと公正中立性、これは最初から複数事業所が紹介できますよといったように、偏らないように公正中立な支援をするようにということでございます。また、障害福祉サービスのケアマネジャーともいえる相談支援専門員というのが位置づけられていますので、その障害福祉制度の相談支援専門員との連携ということを明確に規定したということでございます。

本町では、地域包括支援センター直営を1カ所で実施しておりまして、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが必配置条件となっております。高齢者支援班の業務の1つとして実施しておりまして、要支援1・2の方の予防プランについて、介護支援事業所に委託しながら連携して支援を実施している次第でございます。

これまでも関係機関と連携して実施してきておりますが、今回の改正内容を遵守し、さらに効果的な支援を行えるように所要の改正をしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 以上で議案第3号から議案第6号までの提案理由の説明が終わりました。

---

日程第11 議案第7号 松島町国民健康保険条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第7号松島町国民健康保険条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第7号松島町国民健康保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月29日に公布され、国民健康保険法の改正に伴い、「国民健康保険運営協議会」を「松島町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に名称を変更する等の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、一番後ろにつけております官報の四角枠で囲んでいる部分になります。これについて、まず説明申し上げます。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法に基づき各市町村において設置されてきたものですが、平成30年度以降の新制度で、都道府県及び市町村のそれぞれに国民健康保険事業の運営に関する協議会が設置されることとなります。

上段の第11条が都道府県の説明になります。国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、国民健康保険事業費納付金の徴収、都道府県国民健康保険運営の方針の作成、その他の都道府県が処理することとされている事務に係る重要事項について、関係者により審議を行う場

として設置されます。

また、下の枠になります。これが市町村になります。11条の第2項になります。市町村では、国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、保険給付、保険料の徴収、その他市町村が処理することとされている事務に係る重要事項について、関係者により審議を行う場として設置されるものです。

次に、条例に関する説明資料をお開きください。

第1章の章名「本町が行う国民健康保険」を「本町が行う国民健康保険の事務」に、それから第1条中、「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改めます。

さらに、第2章の章名、第2条中の「国民健康保険運営協議会」を「松島町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものです。

また、本条例の一部改正に伴いまして、附則の第2項になります。松島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表について改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第12 議案第8号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 続いて、日程第12、議案第8号松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第8号松島町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月29日に公布され、平成30年度から始まる国民健康保険の都道府県単位化に伴い、国民健康保険税の算定方式及び税率について改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、一番後ろにつけております資料をごらんください。

国民健康保険に係る算定方式及び税率の改正についてでございます。

国民健康保険税の見直しについては、1月の全員協議会において、宮城県から昨年11月に示されました国保事業費納付金及び標準税率を参考に試算を行った結果を説明申し上げました。その中で、算定方式について現行の4方式を平成30年度から資産割を廃止し3方式にすること、所得割、均等割及び平等割の一部に財政調整基金を活用し緩和措置を講ずること、それから緩和措置期間を平成32年度までとし、平成33年度以降につきましては国保事業費納付金の額や財政調整基金の状況等を踏まえ適宜見直すものとしておりました。

なお、改正後の保険税率についてはごらんとおりになります。

続きまして、条例に関する説明資料をごらんください。

第2条では、課税額は国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための基礎課税額、それから後期高齢者支援金及び介護納付金課税被保険者につき算定した介護納付金課税額の合算額である旨を明確化しております。また、算定方式が変わることによる字句の改正を行っております。

それから、第3条、第5条及び第5条の2では、基礎課税額の所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行っております。

それから、第6条、第7条の2及び第7条の3では、後期高齢者支援金等課税額の所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行っております。

次のページに移りまして、第8条、それから第9条の2及び第9条の3では、介護納付金課税額の所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行っております。

前に戻りますが、なお第4条、それから第7条及び第9条では、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額それぞれについて、算定方式で資産割が廃止されるため、削除を行っております。

それから、第23条では、今回の改正に伴いまして減額を適用したときの金額の改正を行っております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めまして、再開を11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（阿部幸夫君） 再開します。

---

日程第13 議案第9号 松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
(提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第9号松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第9号松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月29日に公布され、高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2の規定が新設されることに伴い、後期高齢者医療制度加入時における住所地特例の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、一番後ろの資料後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の見直しをごらんください。

国民健康保険と後期高齢者医療の資格の適用は、住所地で行うことを原則としておりますが、施設などに入所などをして住所が移った者については、住所地特例を設けて前住所地の被保険者としております。

しかしながら、現行制度においては、住所地特例者が75歳到達により国保から後期に加入する場合、後期の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となっております。事例では、岩手県広域連合となっております。

そこで、今回の改正では、現に松島町の国保の住所地特例を受けている者が広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村、事例では松島町が加入する広域連合、事例では宮城県広域連合が保険者となる見直しをするものでございます。

なお、今回の改正では、平成30年4月1日以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険者とな

る者から適応がされるものです。

恐れ入りますが、条例に関する説明資料をごらんください。

また、今回の改正によりまして、附則第2項で後期高齢者医療制度の住所地特例の取り扱いが変更されることなどに伴い、松島町心身障害者医療費の助成に関する条例に係る助成対象者について規定の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第14 議案第10号 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第10号海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 案第10号海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成30年4月以降、B&G海洋センターの管理運営に指定管理者制度を導入することに伴い、勤務状態に即した当該条例の適切な運用を図るため、職員の配置について所要の改正を行うものであります。

また、町民のスポーツ振興及び発展に関する事務等、生涯学習とあわせて教育委員会教育課生涯学習班の事務として執行するため、松島町スポーツ振興センター条例を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては担当次長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 本間教育次長。

○教育次長（本間澄江君） それでは、条例に関する説明資料をごらんください。

海洋センターの設置及び管理に関する条例でございます。この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条と地方自治法第244条の2に基づき昭和62年に制定し、所要の改正を経て現代に至っております。

海洋センターは、昭和61年5月に公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団より無償で譲渡され、以降、屋内スポーツ、レクリエーション活動の拠点施設として町民の健



康増進や体力向上、交流促進に寄与しているところでございます。

ご承知のとおり、平成30年度からは指定管理者制度を導入し、施設の有効な管理運営を行うこととなっております。指定管理者が海洋センターに勤務することになりますので、当施設の勤務状態に即した職員の配置にするため、「条例第3条海洋センターに所長その他必要な職員を置く」の条文を削除するものであります。

松島町スポーツ振興センター条例につきましては、海洋センターの設置及び管理に関する条例と同じく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づき、平成12年に制定されております。施行当初は、運動公園を拠点として町のスポーツ振興に関する計画の作成や事業の実施、当施設の管理運営を行ってまいりましたが、運動公園の指定管理制度導入後の平成25年度からはこれらの業務等を海洋センターに移し、各種スポーツ施策に取り組んできたところでございます。

平成30年度からの海洋センターの指定管理者制度の導入に伴い、スポーツ振興に係る業務の位置を移動させる必要があることから、教育委員会で事務分掌について見直しを行いました。

その結果、最後の資料をごらんいただきたいと思います。

スポーツに係る取り組みを1つの組織単独で行うよりも、生涯学習班に事務を移管し2つの組織を1つにすることで、当該条例の設置目的にある町民の心身の健全な発達を図ることが引き続き実現可能であるとともに、生涯学習とあわせた効果的な連携、協力的な事業展開が期待できるという結論に達し、条例の廃止を行うものでございます。

施行日は平成30年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第15 議案第11号 松島町環境美化の促進に関する条例の一部改正について  
(提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第11号松島町環境美化の促進に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第11号松島町環境美化の促進に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、旅館業法の一部を改正する法律が公布され、「ホテル営業」及

び「旅館営業」の営業種別が「旅館・ホテル営業」へ統合されるため、当該条例で引用している文言について改正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第16 議案第12号 松島町営住宅条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第12号松島町営住宅条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第12号松島町営住宅条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴う改正であり、公営住宅の入居者で精神障害者等の収入申告義務の緩和と当該入居者の負担軽減を図るために改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、松島町営住宅条例の一部改正につきまして説明いたします。

一番最後のページになりますが、条例に関する説明資料をお開きください。

今回の条例改正につきましては、住宅法の一部改正をする法律が平成29年7月26日に施行されたことに伴う改正であり、公営住宅に入居している精神障害者などの収入申告の緩和を目的として、収入申告が困難と認められる入居者の収入を町が把握し家賃を定めることができるよう、所要の改正を行うものであります。

町営住宅の家賃決定を行う際には、入居者に対し収入申告依頼を行い、申告があった者に対し毎年家賃決定をしておりますが、申告がない場合は、近傍同種の家賃額となります。申告がなかった入居者の中で精神障害者などの収入申告が困難と認められる入居者につきましては、町が官公署などで書類の閲覧により把握した収入状況に基づき家賃を定めると改正するものであります。

主な改正内容を説明いたします。

第13条家賃の決定等であります。

第13条第4項につきましては、精神障害者などの入居者において収入の申告に応じることが困難と認めるときは、町が家賃を定めることができることを追加しております。

第14条収入の申告等であります。

第14条第2項につきましては、収入申告が困難と認められる入居者に対して、官公署などから収入状況を把握することができることとするものであります。

第14条第3項につきましては、収入申告が困難と認められる入居者に対しても収入額及び収入額認定について入居者に通知することが加えられております。

第28条収入超過者の家賃等であります。

第28条第1項及び第2項につきましては、収入申告が困難と認められる入居者が収入超過者となる場合は、一般入居者と同じ方法で町が家賃を定めることを追加しております。

2面、次ページに移りまして、第30条高額所得者の家賃等であります。

第30条第1項につきましては、高額所得者の家賃は、収入申告が困難と認められる入居者も含め、近傍同種住宅の家賃になるということであります。

第33条収入状況の報告の請求等であります。

第33条第2項につきましては、申告がない入居者に関し必要があると認めるときは、当該入居者関係に官公署に意見を求めることができることを追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第13号 吉田川流域溜池大和町外3市3カ町村組合規約の変更  
について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第13号吉田川流域溜池大和町外3市3カ町村組合規約の変更について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第13号吉田川流域溜池大和町外3市3カ町村組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第2項の規定により、別紙のとおり吉田川流域溜池大和町外3市3カ町村組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであ

ります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案の理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第14号 指定管理者の指定について（提案説明）

【磯崎漁港漁具倉庫】

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第14号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第14号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

磯崎漁港漁具倉庫に関する指定管理者の指定について、宮城県漁業協同組合松島支所を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） それでは、指定管理についての議案を説明させていただきます。

今回の指定管理につきましては、以前、カキ処理場であった施設を解体し、同規模の施設を東日本大震災復興交付金事業で整備した施設であります。

議案書を開いていただき、資料の管理業務の計画書をお願いいたします。

こちらにつきましては、漁具倉庫にカキ等養殖用資材及び漁船船舶用資材等の収納に使用するに当たり、1番にあります指定管理の申請を行った宮城県漁業協同組合松島支所が、2番から5番までの事項に基づき運営を行うことを記載しております。

次のページをお願いいたします。

こちら収支の予算でございます。

歳入についてでございますが、資料として添付しております漁具倉庫図面を見ていただければと思います。

こちら施設の延べ床面積は670平米と記載しております。670平米中、今度施設のL字結合部

分の真ん中50平米につきましては、漁具資材等の搬入搬出に使用することから、貸館の面積からは控除し、620平米が貸し付けする面積としております。620平米と条例で定めております1平米当たりの単価43円を1年間貸し付けると、31万9,920円としております。

また、歳出につきましては、事務費全般で需用費3万円、通信費2万円といった管理費と、また電気料等につきましては、本施設の電気の基本料に使用分を見込み4万2,000円、水道量も同じ考えで6万円とし、燃料費は施設管理に係るガソリン代等として2万4,000円を見込み、予算へ計上しております。

なお、消防設備保守点検業務は、本施設に自動火災報知機を設置していることから必要な経費となっております。

最後に、修繕でございます。5万円以内の軽微な修繕とは、指定管理者がその費用を負担することから5万円を計上しておりますが、1件5万円を超える修繕につきましては、町と指定管理者で協議を行い、その利用負担を決めるとしております。

なお、利用者が故意または町及び指定管理者の定める以外の利用によって施設等を破損させた場合は、利用者がその費用を負担するとしております。この破損等に伴う修繕費用の負担については、漁具倉庫の指定管理についての仕様書に定めて進めてまいりました。

歳出の最後、予備費と合わせ歳出も31万9,920円とし運営していくものと計画しております。

なお、本指定管理は、指定管理者が施設の利用料金収入を財源として管理運営を行うことから、町からの委託料は生じない指定管理となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第19 議案第15号 平成29年度松島町一般会計補正予算（第6号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第15号平成29年度松島町一般会計補正予算（第6号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第15号平成29年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、依願退職及び勸奨退職等に伴う一般職員人件費の精査並びに事務事業の精査、事業費の確定等により補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして8ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、筆耕翻訳料を実績見込みにより精査し、減額するものであります。

9ページにわたります。

2款総務費8目企画費につきましては、東北放射光施設誘致事業に係る経費について減額するものであり、また津波被災住宅再建支援事業補助金及び復興支援定住促進事業補助金並びに景観重点地区景観整備事業補助金の申請実績見込みにより事業費を精査し、減額するものであります。

11目電子計算費につきましては、社会保障・税番号制度システム整備に係る事業費等を精査し補正するものであります。

16目震災復興基金費につきましては、東日本大震災の災害復旧及び復興財源として寄附していただいた寄附金について全額積み立てするものであります。

19目ふるさと納税費につきましては、ふるさと納税による寄附収入見込み額の減に伴い事業費を精査し減額するものであります。

10ページをお開き願います。

2項1目税務総務費につきましては、徴収嘱託員の報酬について、前任者の退任に当たり業務経験のある方を中心に探しておりましたが、採用に至らず減額するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、通知カード・個人番号カード関連事務に係る地方公共団体情報システム機構からの通知により、事務委任負担金を減額するものであります。

10ページから13ページにわたります。

4項3目宮城県知事選挙費及び4目松島町議会議員選挙費並びに5目衆議院議員総選挙費につきましては、各選挙に係る執行経費の確定に伴い減額するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金等が確定したことに伴い、国民健康保険特別会計への繰出金を補正するものであります。

14ページにわたります。

2目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付費の今年度の実績見込みに伴う負担金の増額及び過年度の給付費の確定に伴う国・県への返還金を補正するものであります。

3目老人福祉費につきましては、後期高齢者医療広域連合市町村特別負担金の額の確定に伴

い補正するものであり、また後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い後期高齢者医療特別会計への繰出金を補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、平成28年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費の確定に伴う返還金及び介護保険特別会計への繰出金を精査し補正するものであります。

15ページをお開き願います。

7目臨時福祉給付金費につきましては、平成28年度臨時福祉給付金給付事業費の確定に伴う返還金を補正するものであります。

2項5目子ども医療対策費につきましては、子供医療費助成の実績見込みにより補正するものであります。

6目子育て支援事業費につきましては、平成28年度子ども・子育て支援事業費の確定に伴う国・県への返還金を補正するものであります。

16ページをお開き願います。

4款衛生費2項1目塵芥処理費につきましては、宮城東部衛生処理組合に対する交付金が確定したことに伴う構成市町負担金及び震災復興事業として実施する設備改良事業等に係る負担金を増額するものであります。

17ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、平成27年度強い農業づくり交付金の補助対象経費及び補助額の変更に伴い、宮城県への返還金を補正するものであります。また、機構集積協力金交付事業における経営転換協力金の補助交付承認を受け、補正するものであります。

4目農地費につきましては、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（手樽地区）及び経営体育成基盤整備事業（下志田地区）並びに土地改良事業の経営事業費確定に伴い、負担金を補正するものであります。

3項3目漁港管理費につきましては、磯崎漁港における水産物供給基盤機能保全事業の経営事業費確定により、負担金を補正するものであります。

18ページにわたります。

7款商工費1項2目商工業振興費につきましては、当初、経営改善普及・商工振興経費補助金（高城町駅前商店街活性化推進事業）として予算を計上しておりましたが、補助団体の組織や方針等の転換により補助事業実施が困難となったことに伴い減額するものであります。また、松島町中小企業振興資金に対する損失補償契約書に基づき、宮城県信用保証協会が代

位弁済をした額に割合を乗じた額について補正するものであります。

8款土木費1項1目土木総務費につきましては、行政事務補助員賃金の精査による補正及び災害公営住宅家賃低廉化・低減事業による東日本大震災復興交付金基金繰り入れによる財源構成をするものであります。

19ページをお開き願います。

2項2目道路維持費につきましては、社会資本整備総合交付金事業における橋梁補修事業、トンネル補修事業、舗装補修事業の事業費を精査し、減額するものであります。

20ページにわたります。

3目道路新設改良費につきましては、復興事業における事業の進捗等により避難道路整備事業費を精査し、減額するものであります。

5項1目都市計画総務費につきましては、都市計画審議会の開催回数の減に伴い補正するものであります。

2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の各雨水ポンプ場建設事業等の事業費精査に伴い、繰出金を減額するものであります。

5目街路事業費につきましては、根廻・磯崎線道路整備事業（根廻地区）の事業費の精査により補正するものであります。

21ページをお開き願います。

6項2目木造住宅等震災対策事業費につきましては、木造住宅耐震診断及び耐震改修事業について、申請実績見込みにより事業費を精査し減額するものであります。

3目住宅環境整備費につきましては、宅地かさ上げ等事業費補助金に係る申請実績見込みにより事業費を精査し減額するものであります。

22ページをお開き願います。

10款教育費2項小学校費2目教育振興費につきましては、要保護・準要保護就学援助者の支給人数確定に伴い補正するものであります。

23ページにわたります。

3項2目中学校費2項教育振興費につきましては、平成25年度に開催されたルツェルン・フェスティバルを主催した東京ミッドタウンマネジメント株式会社により、災害費寄附金としていただいた寄附金を財源とし、寄附者の意向である芸術音楽の復興支援への活用として中学校吹奏楽器購入について補正するものであり、また要保護・準要保護就学援助者の支給人数確定に伴い補正するものであります。



4項3目文化財保護費につきましては、震災復興事業に係る埋蔵文化財確認調査事業の完了に伴い、事業費を精査し減額するものであります。

6項1目幼稚園費につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金対象園児の増加に伴い補正するものであります。

24ページをお開き願います。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、災害派遣職員旅費の精査及び今年度末をもって退職する災害派遣職員1名に係る退職手当組合負担金相当見込み額分の経費負担金を補正するものであります。

12款公債費1項1目元金につきましては、借入金利見直しによる元金償還額の精査及び東日本大震災に伴う災害援護資金貸付金について、全額償還並びに繰上償還があったことにより補正するものであります。

その他の歳出補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

6款1項1目地方消費税交付金につきましては、平成30年2月7日付交付額通知により増額するものであります。

11款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、3月算定を踏まえ、今年度交付見込み額に減額するものであります。

4ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました個人番号カード交付事業費補助金及び社会保障・税番号制度のシステム整備費に対する国庫補助金の額が確定したことに伴い補正するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました衆議院議員総選挙執行経費の確定に伴い減額するものであります。

5ページにわたります。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金等の交付決定に伴い補正するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました宮城県知事選挙執行経費の確定に伴い補正するものであります。

18款寄附金1項1目一般寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附収入見込み額によ

り減額するものであります。

3目災害費寄附金につきましては、東日本大震災の災害復旧及び復興財源として寄附していただいた金額について補正するものであります。

6ページをお開き願います。

19款繰入金2項3目震災復興基金繰入金につきましては、中学校吹奏楽器購入事業への繰り入れ及び津波被災住宅再建支援事業、復興定住促進事業並びに宅地かさ上げ等事業の精査に伴い補正するものであります。

4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、東日本大震災復興交付金事業の各事業費の精査に伴い補正するものであります。

21款諸収入3項2目災害援護資金貸付金元利収入につきましては、東日本大震災に伴う災害援護資金貸付金の全額償還及び繰上償還があり、補正するものであります。

5項2目雑入につきましては、歳出でご説明しました平成27年度強い農業づくり交付金の補助対象経費及び補助の額の変更に伴い、事業者からの返還金について補正するものであります。

その他の歳入補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を増額するものであります。

繰越明許費につきましては、議会史編纂発行事業ほか18事業につきまして、年度内完了が見込めないため繰り越しするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） では、担当課長の説明、お願いいたします。安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 私から強い農業づくり交付金返還金の説明をさせていただきます。

資料として添付させていただいております主要事業説明資料に基づき説明いたします。

今回の補正につきましては、主要事業説明資料の中の事業概要にもありますが、町内のトマト溶液施設新設工事の請負業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、これは不当な取引制限の禁止に係る違反行為に伴って、工事請負契約約款により違約金が発生しました。この違反行為が確定したのが平成29年8月17日でございます。また、違約金が確定したのが平成29年11月10日となっております。

これらに伴い、この施設建設工事は当初より県から町を經由した補助金を財源に実施してお

り、その建設工事に係る補助対象事業費が減額となったことから補助金の額が減額で再確定されたことに伴い、補助金の一部を宮城県へ返還するものでございます。

なお、宮城県においても、2月定例会にて町からの返還金をもとに国へ返還する歳入歳出の補正予算を計上しております。

事業概要の(1)でございます。(1)は、補正予算に計上している歳入歳出予算額を記載しております。

(2)の返還額算定内訳についてご説明いたします。

まずは、補助金の既確定額の内訳からですが、総事業費8億3,700万円のうち、消費税分が補助金の対象外となっております。総事業費の8億3,700万円より補助対象外の消費税分6,200万円を差し引き、その後に補助率2分の1を掛け、3億8,750万円が当初の補助金額となっております。

下段の返還額算定でございます。こちらは消費税を除いた補助事業費の7億7,500万円の内訳を記載しておりますが、これは管理棟建設分1,900万円は別請業者が請け負っておりますので、今回の補助金返還の対象からは外れます。よって、対象の事業費7億5,600万円に工事請負契約約款に基づく率の0.1を掛け、算出された金額に補助率2分の1を掛け、算出された額が返還する額として今回の補正予算に計上しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） それでは、19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金について説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページをお開きください。

今回の財政調整基金繰入金の補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定等に伴う財源精査によるものではありませんが、主な要因は、3ページ、歳入11款1項1目地方交付税における震災復興特別交付税3億8,982万円の減であり、そのほか今回補正計上しております歳出各事業の一般財源分3,311万7,000円であり、これらを合わせた4億2,293万7,000円が繰入額となります。

また、震災復興特別交付税についてですが、震災復興特別交付税につきましては9月と3月の算定により当該年度の交付額が決定しますが、29年度においては、3月算定において過年度に概算交付を受けた事業分の精算に伴い、3月交付分がゼロとなりました。これにより、29年度の震災復興特別交付税の交付見込み額が9月算定の交付見込み額となったことから、

これにあわせ3億8,982万円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 開会を13時といたします。

午前 11時55分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 再開します。

---

日程第20 議案第16号 平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号) について (提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第16号平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号) について (提案説明) を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第16号平成29年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由  
を申し上げます。

今回の補正につきましては、特定健康診査事業費及び出産一時金の精査、保険財政共同安定  
化事業拠出金等の額の確定に伴い補正するものであります。

歳入につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金に伴う交付金及び保険給付費等に対す  
る財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第21 議案第17号 平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号) について (提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、議案第17号平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予  
算 (第2号) について (提案説明) を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第17号平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険料の精査及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第22 議案第18号 平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第22、議案第18号平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第18号平成29年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険給付費等の実績見込みに伴う事業費の精査、平成28年度国県負担金等の確定に伴う返還金等について補正するものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第23 議案第19号 平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第23、議案第19号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第19号平成29年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度の消費税及び地方消費税中間納付額の確定に伴い減額補正し、また観瀾亭及びカフェベイランドの管理運営に係る事業費の精査に伴い補正するものであります。

歳入につきましては、収入見込み額及び事業費の精査に伴い、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第24 議案第20号 平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第24、議案第20号平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第20号平成29年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度の消費税及び地方消費税中間納付額の確定に伴い減額し、また各雨水ポンプ場建設事業に係る事業費精査及び災害派遣職員の経費を精査し補正するものであります。

歳入につきましては、各事業の財源を精査し一般会計繰入金を減額するものであります。

また、繰越明許費につきましては、松島浄化センター長寿命化改築事業ほか1事業について、年度内完了が見込めないことから繰り越しを追加するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第25 議案第21号 平成29年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第25、議案第21号平成29年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第21号平成29年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、消費税及び地方消費税の還付見込みに伴い補正するものであります。

また、根廻磯崎線道路改良工事に伴う配水管移設工事等、建設改良事業の精査に伴う事業費及び負担金等について補正するものであります。

これにより、水道事業収益の総額を6億749万5,000円、水道事業費用の総額を5億7,318万2,000円、資本的収入の総額を2億8,565万2,000円、資本的支出の総額を3億7,140万9,000円とし、資本的収支不足額の補填財源を減債積立金取り崩し額1,791万7,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額347万4,000円、過年度分損益勘定留保資金6,436万6,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事運営上、休憩したいと思います。再開を13時25分といたします。

午後1時10分 休 憩

---

午後1時25分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

---

日程第26 議案第22号から日程第34 議案第30号

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。日程第26、議案第22号から日程第34、議案第30号までは平成30年度各種会計予算についての提案説明となっております。町長の施政方針もごございますので、一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第22号から日程第34、議案第30号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、これより町長から平成30年度各種会計当初予算の提案に当たっての趣旨説明、施政方針を受けます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 開会前に議長から休憩をとっていただきました。ありがとうございました。

それでは、本日、平成30年第1回松島町議会定例会に当たり、平成30年度の町政運営に対する所信の一端と施策概要につきましてご説明申し上げます。

東日本大震災の発災から間もなく7年がたとうとしております。この間、一日も早い震災からの復興の完遂に向け、復興庁を初めとする国や宮城県、議員の皆様や町民の皆様のご理解

とご協力をいただきながら、また貴重な人員を派遣くださっている自治体の温かいご支援と派遣職員の皆様の懸命な取り組みにより最大限復興関連予算を投入し、復興事業が一步ずつではありますが、着実に進んでいるところでございます。

この場をおかりしまして、関係各位に対し、そのお力添えに感謝申し上げます。

さて、そのような中、私は一昨年9月に町長として負託を受けて任期の折り返し点を迎えました。町長就任以来、松島町の未来と住民福祉の向上を図るべく、「震災からの復興の加速化」「子育て環境と教育環境の充実」「企業誘致で地域産業の活性化」「観光事業での活性化」「定住する魅力あるまちづくり」の5つの基本政策を方針として掲げ、町政運営に努めてまいりました。

地方自治を取り巻く状況につきましては、人口減少による生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収の懸念や、高齢化の進展に伴う社会保障関係支出の増加など、今後も厳しい財政運営が想定されますが、そのような中におきましても、基本政策の実現に向けた取り組みに対する私の姿勢は今もなお変わることなく、平成30年度の町政運営に当たっては、松島町長期総合計画のもと関係各位のご理解とご協力をいただきながら、以下、取り組んでまいります。

まず、震災からの復興の加速化であります。これまでに災害公営住宅関連事業を初め避難場所・防災広場関連事業、避難施設関連事業や防災施設関連事業がおおむね完了の運びとなり、昨年度末現在において、町事業分46事業のうち23事業が完了いたしました。今後、一層の事業促進を図りながら、残る復興事業の早期完遂を目指してまいります。

次に、子育て環境と教育環境の充実についてであります。

子育てに伴う経済的な負担の軽減と定住促進施策の一環として子ども医療費助成の対象年齢の拡大と所得制限の撤廃について、議員各位のご理解とご賛同をいただき実現することができました。また、幼稚園における3年教育につきましても、今年度までに全ての幼稚園で実施し、3歳以上の教育の充実を図る教育環境づくりを推進することができました。

今後も、子ども・子育て支援事業計画と教育振興基本計画のもと、子育て環境と教育環境の充実を図ってまいります。

次に、企業誘致での地域産業の活性化であります。

関係各位のご協力のもと、宮城県や関係各機関との連携を密にしながら、東北放射光施設の誘致活動を積極的に行ってまいりましたが、ご承知のとおり施設の誘致には至りませんでした。現在は、宮城県が見直しを進めており、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の中で、施設誘致計画地でありました周辺地域につきまして工業系の土地利用が可能と



なるよう、その位置づけに向け協議を進めております。今後は、この位置づけが確実になるように引き続き協議を進め、企業誘致の受け皿となる拠点の確保を図り、これまでの誘致活動で得た貴重なつながりを生かしながら、雇用の場の創出による持続可能な活力あるまちづくりを推進してまいります。

次に、観光事業での活性化であります。

昨年6月に、松島周辺の観光に関連したさまざまな環境の変化に対応するために、宮城県及び東日本旅客鉄道株式会社並びに本町の3者が綿密に連携することを目的とした松島周辺の観光拠点整備推進に関する包括連携協定を締結させていただき、JR仙石線松島海岸駅のバリアフリー化実現に向け、関係大臣及び関係省庁等へ要望活動を実施し、その実現に向けた前向きな回答をいただいているところであります。

また、7月には、マリニピア松島水族館跡地に民設民営による集客・体験型施設が整備されることが宮城県から公表され、平成32年春の開業を目指す上で、施設建設に係る法規制等への対応に必要な助言や指導を行いました。

本年は、町制施行90年の節目の年であるとともに、この2つの事業がさらに具体化され、実現に向けた動きが活発化するとともに、6月には国宝瑞巖寺の落慶法要がとり行われることもあり、観光事業における重要な一年となります。

観光事業は、交流人口の拡大に大きく貢献するとともに、産業の裾野が非常に広く、農林水産業や商工業など多様な産業との連携を強化することでより大きな効果の発現ができ、地域産業全体の振興を図れるものでありますことから、観光事業のさらなる発展に向けた努力を続けてまいりたいと考えております。

最後に、定住する魅力あるまちづくりについてであります。

震災以降、被災自治体からの人口の流入により一時的に人口の減少率が緩やかになったものの、少子高齢化の影響により、今後は急激な人口減少が懸念されております。

本町では、震災以降、町外から定住を目的に転入された方を対象に定住補助金の交付を実施するとともに、震災により被災された方につきましては、国の復興基金交付金を活用した同補助金の交付を実施し、昨年度末現在におきまして、これまでに交付件数延べ377件、転入者は215世帯659人を数え、一定の効果を上げております。このことから、定住補助金を引き続き交付することについて、財源のあり方も含め検討してまいります。

なお、交付金の交付にあわせて受け皿となる住環境の整備も重要であります。許可権者である宮城県との協議の中で、全国的に人口が減少する中での新たな居住系の土地利用の位置

づけに対する理解を得ることが現時点では容易でない状況でありますことから、地域コミュニティの維持の観点から既存集落への新規住民への定着が可能となるよう、都市計画制度の活用について宮城県と引き続き協議を行ってまいります。

以上、町長就任時からこれまでの取り組み内容と平成30年度の町政運営に当たっての私の基本姿勢を申し上げます。

続きまして、平成30年度の主な施策については、長期総合計画の施策体系に基づきご説明申し上げます。

心地よく元気な暮らしを支えるまちづくりについてでございます。

土地利用につきましては、産業拠点形成の推進について、長期総合計画や国土利用計画において、構想に位置づけている三陸縦貫自動車道のインターチェンジ周辺における産業系の土地利用について、東北放射光施設に関連した企業等の誘致実現に向けて取り組んでまいります。

また、地域の特性に応じた土地利用の推進につきましては、愛宕駅及び品井沼駅周辺等を中心に、定住促進に資する住居系の土地利用の可能性について、引き続き検討を進めてまいります。

さらに、都市計画マスタープランの改定及び推進につきましては、現在、次期プランの策定を進めており、宮城県で策定する整備、開発及び保全の方針と調整を図りながら、土地利用、都市施設等に関する全体構想・地域別構想の作成や都市計画道路の見直しなどを実施し、おおむね20年後を見据えた都市計画に関する基本的な方針を策定してまいります。

河川・港湾につきましては、河川・港湾改修の促進について、宮城県で引き続き進める高城川の災害復旧及び河川改修や松島港災害復旧の早期完成に向けて調整してまいります。

公園・緑地につきましては、自然との触れ合いを大切にしたふるさとづくりに主眼を置き、地域の方々や関係機関と連携を図りながら、遊歩道の一部修繕や広場の草刈り、植栽の手入れを行うなど、施設の維持管理や景観保持に努め、これまで以上に町民の方々の憩いの場として活用していただけるよう環境整備を進めてまいります。

住居系につきましては、一般住宅耐震化の整備について、耐震対策事業として、旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断、耐震改修への助成事業を拡大して実施してまいります。

上水道につきましては、二子屋浄水場施設建設工事及び復興事業等に伴う配水管の移設工事を引き続き実施してまいります。

また、水道水の水質検査や放射性物質検査を徹底し、安全・安心な水の供給に努めてまいり

ます。

下水道につきましては、汚水処理施設の整備について、引き続き浄化センターの長寿命化計画に基づく改築工事を実施し老朽した施設機器の更新を図りながら、浄化センターの適切な管理に努めてまいります。

雨水排水施設の整備につきましては、内水排除を最重要課題とし、震災により地盤沈下が生じている小梨屋、高城浜・西柳、磯崎第二・長田の雨水ポンプ場の新設・増強を引き続き行うとともに、各排水区の雨水環境の雨水管渠の整備を実施してまいります。

また、各排水ポンプ施設等の保守保全を実施し、内水排除に万全を期して大雨などによる浸水被害防止を図り、暮らしの安全・安心に努めてまいります。

さらに、合併処理浄化槽の設置促進につきましては、公共下水道区域内において、河川法等により汚水管渠の整備ができず下水道に接続できない住民に対し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付し、生活環境の改善に努めてまいります。

道路につきましては、初原バイパスを含む仙台松島線整備計画の策定及び推進について、初原バイパスの国道45号の根廻交差点までの延伸実現と初原・桜渡戸地区の整備について、宮城県へ継続して要望するとともに、松島町の早期復旧に向けて調整を進めてまいります。

また、町道整備の推進につきましては、震災で被災した松島大橋の早期復旧を目指すとともに、松島地区、高城・磯崎地区、手樽地区における避難道路整備の早期完成に向け努めてまいります。

さらに、国道整備の推進につきましては、国土交通省により進められている国道45号松島海岸地区の歩道整備について、早期完成に向けた調整を図ってまいります。

公共交通につきましては、町営バス運営の充実について、松島町地域公共交通網形成計画に基づき、路線型デマンド交通の導入に係る実証実験に取り組むとともに、路線やダイヤなどの見直しを行い、住民ニーズに対応した新たな交通ネットワークの確立を図り、町民の移動手段を確保してまいります。

また、鉄道駅のバリアフリー化の推進につきましては、広域観光の拠点駅である松島海岸駅の整備について、松島周辺の観光拠点整備推進に関する包括連携協定に基づき、駅舎のバリアフリー化を含めた全面的な改築を進め、平成32年度の実現を目指し努めてまいります。

情報・通信につきましては、広報活動の充実について、広報紙やホームページにおいてニーズに合った情報を適時発信するとともに、災害などによる緊急時においても、ホームページ及びフェイスブックを活用し、気象情報や避難情報など町民の皆様の生活を守るための情報

提供に一層努めてまいります。また、ホームページ管理システムの更新を行い、セキュリティの強化を図るとともに、目的の情報にたどり着きやすいウェブサイトの構築など、利便性の向上に努めてまいります。

人・まち・自然・ふれあい安らぐまちづくりについてでございます。

自然環境保全につきましては、松くい虫防除事業等の推進について、特別名勝松島の景観を保持するため、引き続き空中散布、地上散布、樹幹注入による薬剤防除を実施するとともに、被害木の早期伐倒により周辺への被害の拡大防止に努め、町有林内の被害木伐倒処理後に抵抗性苗木を植樹してまいります。

また、ナラ枯れ被害についても調査範囲を拡大し、被害木の早期発見及び伐倒駆除に努めてまいります。

さらに、環境衛生対策の充実につきましては、家庭ごみの減量化の推進を図るとともに、事業系ごみの分別に関する啓発を強化し、町全体での再資源化による循環型社会形成を推進してまいります。

また、春と秋に各行政区等の協力により実施している町内一斉清掃活動を通して住民の清掃意識の向上を図るとともに、公衆衛生組合連合会及び環境美化推進委員との連携を密にし、さらなる不法投棄防止対策に努めてまいります。

公害につきましては、自動車交通騒音等の監視として環境基準達成に向けての定期的な自動車交通騒音測定及び環境騒音の測定を行うとともに、国や県などの関係機関との連携により騒音対策を推進してまいります。

交通安全につきましては、町民及び関係機関の協力のもと、平成29年7月16日に交通死亡事故ゼロ1,500日を達成いたしました。今後もこの記録を更新できるよう、交通安全指導員の確保を図り交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携して交通安全啓発活動を推進してまいります。

また、交通安全施設の整備につきましては、カーブミラー等の道路交通安全施設の整備を進め、交通事故防止に努めてまいります。

消防・防災につきましては、近年多発する自然災害に備え、地域の防災力を高めるとともに、総合的な防災対策の推進、消防体制の充実を図ってまいります。

また、防災組織の育成と支援につきましては、引き続き職員を防災士として養成し、自主防災組織の運営や訓練に対する指導、支援を強化するとともに、消防団の装備基準に基づき装備品を整備し、消防団員の安全を確保しながら迅速な消防活動ができるよう、消防力の充実

強化を図ってまいります。

さらに、消防設備の整備につきましては、小型動力ポンプ付積載車を計画的に行進するとともに、第五分団消防車庫を建設するなど、施設整備及び適正な管理に努めてまいります。

地域防災計画につきましては、災害対策基本法や災害関連計画の改正等により、地域防災計画の大幅な見直しが必要であることから、平成31年度までの2カ年で地域防災計画の改定作業を進め、防災体制の充実、強化に努めてまいります。

また、防災訓練の実施につきましては、防災関係機関等との相互協力を図りながら、より多くの組織、団体、町民の皆様が参加いただける総合防災訓練を実施し、災害対応能力のさらなる強化と住民の防災意識の向上に取り組んでまいります。

さらに、復興交付金で整備した避難施設等について、施設の有効利用や適切な維持管理に努めるとともに、備蓄倉庫への災害用備蓄品の充実を進めてまいります。

防災行政無線の整備につきましては、災害時の情報伝達力を高めるため、戸別受信機を行政員や難聴区域の住民の方へ計画的に配備するとともに、屋外拡声子局のバッテリー交換など設備の適切な管理を徹底してまいります。

防犯につきましては、防犯対策の推進として各地域の防犯指導隊への活動支援を継続するとともに、地域間の連携、情報交換を強化し、警察を初めとする関係機関と協力しながら地域防犯活動の充実を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

また、防犯灯整備の推進につきましては、各行政区が維持管理している防犯灯に対する電気料及び新設・修繕費用に対する事業費補助を継続するとともに、夜間の防犯対策強化として、長寿命化で経済的なLED照明への更新を進め、犯罪の抑止・防止に努めてまいります。

心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくりについてでございます。

保健・医療につきましては、健康増進事業の推進として、町民が心身ともに健康で生活していくためには生涯にわたる健康づくりを進める必要があることから、保健、医療、介護等との連携により疾病予防や健康増進等の取り組みを実施し健康寿命の延伸を目指すとともに、本町の健康課題である糖尿病対策の重点として、ウォーキングマップを活用した運動教室の実施や検診未受診者等に対する受診勧奨、広報、ホームページ等を活用した正しい健康情報の発信等に努めてまいります。

また、心の健康づくりにつきましては、自殺総合対策大綱及び宮城県自殺対策計画並びに地域の実情等を勘案して、松島町自殺対策計画を策定し、各種専門機関や相談機関等と連携しながらネットワークづくりを推進してまいります。

地域医療対策事業の推進につきましては、歯科保健対策としまして一般社団法人塩釜歯科医師会が建設する歯科口腔保健センターの整備費用に係る一部助成を行い、2市3町連携による歯科保健に関する啓発や人材育成等に活用してまいります。

健康館運営事業の推進につきましては、建物の壁面に漏水を原因とする腐食等や白アリ被害が見られることから改修工事を行うとともに、老朽化が著しいため施設の今後のあり方と方向性を検討してまいります。

高齢者福祉事業につきましては、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業や宅配夕食サービス事業等を継続して実施し、地域住民や関係機関と連携を強化しながら、高齢者の見守り体制を強化するとともに、超高齢社会に対応した敬老事業及び保健福祉センターの長期的な管理運営について検討してまいります。

児童福祉につきましては、保育所のあり方について、既存保育所の集約と新たな保育所1カ所の新築に再編成する方向性で進めております。

平成30年度は、高城保育所の改築を先行するための具体的な業務に着手するとともに、民間保育所についても参入を促すための施策を行い、本町における幼児保育の新たな将来像の具体化を図ってまいります。

また、保育環境の整備につきましては、立地や設備だけではない保護者や子供たちにとってよりよい子育て環境の充実や質の高い幼児教育の提供に努めるとともに、保育士不足に対応するための保育士派遣に係る業務委託を引き続き実施し、適切な保育士配置に努めてまいります。

さらに、平成29年度まで宮城県のモデル事業として実施した発達障害児者支援開発事業を引き継ぎ、研修を修了した保育士が指導者として学んだスキルを継承していく仕組みづくりを行い、継続的な子供の発達相談や支援体制の構築に努めてまいります。

また、子育て支援に特化したホームページにつきましては、各種イベントや行事の情報提供や子育て関連施設の周知についてさらなる内容の充実を図り、子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。

障害者・障害児福祉につきましては、障害者福祉の推進について松島町障がい者計画（第3期）の基本理念でもある「ともに支えあい、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を実現するために、広報・啓発活動等を通して、障害特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供義務についての周知を図ってまいります。

また、日常生活及び社会生活上における相談支援機能の充実を図るとともに、個々のニーズ

に対応した福祉サービスの提供等に努め、障害者・障害児の自立を支援してまいります。

社会保障につきましては、国民健康保険の運営について、都道府県単位化が平成30年度から始まることに伴い、宮城県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことから、町は地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施してまいります。

また、都道府県単位化に伴う納付金制度や算定方式と税率変更により国民健康保険税の負担が増加する世帯について、少しでも負担を減らすため、年度ごとに財政調整基金を充て激変緩和に対応してまいります。

さらに、国民健康保険被保険者の健康を保持、増進させるため、第2期データヘルス計画に基づき、重症化の予防や効率的な保健事業を引き続き実施してまいります。

介護保険の運営につきましては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域との協働による支援体制の実現を図るための制度改正の周知に努めるとともに、相談体制の充実を図ってまいります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業や地域の支え合い体制づくりを推進するとともに、地域ケア会議を強化し、きめ細かな相談や支援に努めてまいります。

さらに、医師や福祉職等で構成される認知症初期集中支援チームを新たに設置し、関係機関と連携しながら認知症対策や在宅医療・介護連携の取り組みを進めてまいります。

介護サービス事業につきましては、総合事業の対象者及び要支援認定者に対し、介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画を策定し、地域の中で自立した生活を送れるよう支援してまいります。

後期高齢者医療保険の運営につきましては、発足から10年が経過し、医療制度として定着し高齢者の医療を支える仕組みがとられていることから、今後も運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、高齢者の身近な窓口として各種申請・届け出の受け付け、保険料の徴収等につきまして適切に努めてまいります。

自然と歴史に学び、豊かさを育み広げるまちづくりについてでございます。

学校教育につきましては、松島町教育大綱及び松島町教育振興基本計画に基づき、誇りときずなを育みしなやかに生きる松島人を目指す姿として、地域性など各校の実態を踏まえ、特色を生かした教育を推進してまいります。

平成30年度から小学校で、平成31年度からは中学校で教科化となる特別の強化道徳の授業を通し、心豊かで思いやりのある子供を育ていけるよう、学校と連携を図り取り組んでまい

ります。

さらに、平成29年度から取り組みを開始した仙台大学との地域連携事業を活用し、幼児、児童、生徒のさらなる体力、運動能力の向上に取り組んでまいります。

学び支援の推進につきましては、児童・生徒における自学自習や家庭学習の習慣化を推進するため、学び支援事業を引き続き実施してまいります。

また、不登校児童・生徒の解消を図るため、平成29年度から実施しているまつしま子どもの心のケアハウス事業をさらに充実させるとともに、スクールソーシャルワーカーと連携し、課題、問題を抱える家庭や児童・生徒に寄り添い、不登校の未然防止と早期対応を図ってまいります。

外国語指導助手の派遣につきましては、平成32年度からの小学校外国語科必修への対応として、引き続き外国語指導助手を2名体制にし、指導に当たってまいります。小中学校での幅広い英語コミュニケーションの能力の育成のみならず、保育所、幼稚園も対象に、歌やダンスなどの遊びを取り入れた英語教育を進めてまいります。

情報教育環境の整備につきましては、平成32年度に完全実施となる新学習指導要領の柱である主体的、対話的で深い学びの実現のため、授業の質をより一層向上させるため、小中学校の普通教室や特別教室において、インターネットが使用できるようICTの環境整備を進めるとともに、学校ホームページを開設し情報発信に努めてまいります。

幼児教育の充実につきましては、学びの土台、基礎となる幼児期における教育の質の向上を図るため、松島町立幼稚園元気力向上プログラムを実践できるよう幼稚園教諭の研修機会を充実させるとともに、学校、保育所、家庭、地域が連携し、松島らしい幼児教育を推進し、笑顔あふれる元気でたくましい子供の育成に努めてまいります。

食育指導の充実及び推進につきましては、学校給食について、成長期にある子供の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な栄養バランスのとれた豊かな食事を提供してまいります。

また、生活習慣と食生活の現状を踏まえ、食育の果たす役割は大きいことから今年度も町内産の食材活用と体験活動等を重視し、生産者から直接学ぶ機会を設け、食への関心を高めてまいります。

さらに、学校給食費の滞納対策につきましては、法令にのっとり対応を図るとともに、保護者にも責任を十分認識していただくよう、給食だよりや学校だより、またはPTAなどを通じて周知を図り、未納解消に努めてまいります。



生涯学習につきましては、協働による家庭教育・地域活動の推進について、家庭、地域、学校による協働教育を推進するとともに、松島の歴史、文化、風土等をテーマに各種教室や講座等を実施し、地域住民が主体的に学ぶ環境づくりに努めてまいります。

また、新たに放課後子ども教室を立ち上げ、地域の方々の参画を得ながら多様な体験や交流活動等を実施し、児童の安全・安心な居場所づくりに取り組んでまいります。

さらに、ジュニア・リーダーの育成や防災キャンプの実施を通して青少年の体験活動の充実を図り、青少年ボランティアの育成を推進するとともに、青少年の健全な育成の啓発を図るため、関係機関等と協力して講演会の開催や環境整備に努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、文化観光交流館を芸術文化との拠点施設として芸術鑑賞や自主的芸術活動等を推進するとともに、勤労青少年ホームの図書室について、読書活動推進に向け継続的な図書の購入や蔵書管理、配架の工夫を行い、図書室機能の拡充を図ってまいります。

生涯学習関連施設の管理及び運営につきましては、公民館事業として幅広い年代を対象とした各種講座等を実施し、生涯を通じた学習機会を提供するとともに、分館活動事業として町民ふれあいスポーツ大会の開催や各地区分館自主事業の実施を通じて、住民相互のコミュニケーションの推進を図ってまいります。

スポーツ振興につきましては、町民スポーツの推進について関係機関等と連携しながらスポーツに親しむ機会を創出し、競技及び交流人口の拡大と運動習慣の定着に努めてまいります。

また、生涯スポーツ関連施設の管理及び運営として、スポーツ施設指定管理者による各種事業を引き続き推進し、町民の健康増進及び体力向上を図るとともに、施設の有効利用と良好な維持管理に努めてまいります。

文化財保護につきましては、歴史文化の継承と文化財の保護・活用の推進について、平成29年度に策定する歴史文化基本構想に基づき、関連する文化財をグループで捉え、保存と活用のバランスがとれた事業運営に努めてまいります。

保存につきましては、老朽化した文化財看板を計画的に再整備していくことで指定文化財や埋蔵文化財の周知を図るとともに、引き続き特別名勝松島保護地区の現状変更や埋蔵文化財包蔵地に影響のある計画等について、助言や諸手続に係る指導を行ってまいります。

また、文化財の活用につきましては、平成29年度実施した手樽地区の圃場整備事業発掘調査の成果を取りまとめ、地域の歴史資料となるよう公開していくとともに、七ヶ浜町、利府町と共同で行っている松島湾三町文化財展を初めとする展示も引き続き実施し、文化財を通じ

た他自治体との交流にも取り組んでまいります。

さらに、松島れきし再発見講座と題して講演会や講座を企画し、松島町の歴史や文化財に対する関心の向上、理解の深化を目指していきます。

おもてなしの心を育み、愛されるまちづくりについてでございます。

国際観光につきましては、観光客誘致の強化として平成20年度から大修理を行っていた国宝瑞巖寺の全山公開に伴う瑞巖寺落慶記念行事により、国内外から多くの観光客が訪れることが予想されるため、町全体が一体となっておもてなしできる事業を実施してまいります。

観瀾亭松島博物館等施設の老朽化に伴う改修工事を実施し、より魅力ある施設にするための整備を行ってまいります。

さらに、成田国際空港と仙台を結ぶ夜行バスの松島延伸など、二次交通の充実による松島への新たな観光アクセスをPRしてまいります。特に、仙台空港の民営化に伴い利用客が増加している空港からの直通バス仙台空港・松島・平泉線を活用したプロモーション活動を実施し、格安航空会社（LCC）の新規路線就航などによる新たな客層の掘り起こしが期待される関西圏など、国内地域からの誘客に努めてまいります。

景観計画の推進につきましては、景観を生かしたまちづくりとして、これまでと同様に景観条例及び景観計画に基づき、町民や事業者の方々と事前協議や届け出制度を通じて景観形成に関する協議を行い、良好な景観の形成を図ってまいります。

また、本町の景観を継承し、魅力をさらに高めていくため、景観重点地区を中心に景観アドバイザーの活用や景観整備事業補助金制度を通じ、地域における良好な景観形成に対する意識の熟成を図ってまいります。

世界を魅了し東北を先導する国際観光の推進につきましては、今年度で加盟5周年を迎える世界で最も美しい湾クラブ事業において、4月にフランスで開催される総会に出席し、各国の加盟湾に向けてPRを行い、東北のインバウンド誘致につながるよう働きかけてまいります。

また、本事業の活動方針として、環境保全につきましては地域住民や観光客を対象とした参加型の松島湾清掃事業による清掃作業や観光案内を実施し、松島湾の環境保全に努めるとともに、加盟について啓発を図ってまいります。

さらには、平成30年度に国内の加盟湾が5湾になることから、国内での連携体制を構築させ、世界に向けて発信ができるよう努めてまいります。

また、平成29年度に仙台市、名取市、岩沼市、塩竈市、多賀城市、東松島市、七ヶ浜町、利

府町及び本町の6市3町を仙台・松島復興観光拠点都市圏として、宮城県とともに観光地域づくりのかじ取り役となる地域連携DMOの設立に向けて取り組みを行ってまいりました。平成30年度は、当該圏域の訪日観光客の受け入れに向けた事業を推進するため連携を図ってまいります。

国内外の交流を通じた松島の魅力発見につきましては、平成29年度に閣議決定された観光立国推進基本計画により進められている国のインバウンド施策において、増加する外国人観光客に対応するため、本町においても引き続き国際交流員を雇用し、英語コンサルティング事業の実施など受け入れ体制の整備を進めるとともに、外国人目線で松島や東北の魅力を発信し、効果的に海外に向けたプロモーションを引き続き実施してまいります。

松島を支える人・組織づくりの推進につきましては、町内の小中学生を対象とした松島こども英語ガイド事業を継続して実施し、外国人観光客への対応として子供たちが松島の歴史について学び英語で観光ガイドができるよう、町内の関係団体と連携を図りながら事業を推進してまいります。

交流事業につきましては、地域間交流の推進として、東北観光推進機構や宮城県、松島湾ダーランド構成自治体などとともに、地域の観光資源を磨き上げ、一体となった観光振興施策や教育旅行の招致を進めてまいります。

また、日本三景観光連絡協議会を初め県外の友好都市と交流事業を実施しながら、広域での効果的なプロモーション活動を進めてまいります。

さらに、メディアを活用した発信事業として、せんだい・宮城フィルムコミッション事業において映画やドラマ等の撮影支援を行い、国内外からの観光客誘客につながるよう努めてまいります。

文化遺産につきましては、日本遺産の登録の推進とPR・環境整備について、平成29年度に引き続き日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の構成自治体である宮城県と仙台市、多賀城市、塩竈市及び本町の3市1町が連携しながら、ボランティア育成等の魅力発信事業に取り組んでまいります。

豊かな地域で仕事・暮らしがつむぎ合う心かようまちづくりについてでございます。

起業・創業につきましては、起業家、創業者の活動支援について、店舗等の改修費など準備資金を補助するなど、引き続き活動支援を行ってまいります。

観光業につきましては、産業間との連携の強化について、一般社団法人松島観光協会を初めとした各種団体と連携し、イベントやプロモーション活動を実施してまいります。

また、松島の魅力を伝えるおもてなし力の向上を図るため、観瀾亭において松島紅葉ライトアップの開催期間に合わせた夜間営業や中秋の名月を楽しむイベントを開催し、引き続き夜の松島の魅力を生かした事業を実施し、滞在型観光に結びつけられるよう努めてまいります。

農林業につきましては、農業農村整備の推進について、県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業による手樽・磯崎地区の圃場整備工事が行われるため、農地の利用集積と経営体の育成及び支援、効率的かつ安定的な農業経営の推進に努めてまいります。

また、県営土地改良事業による幹線用水路整備を行い用水確保に努めるとともに、銭神第一排水機場の改修、不来内排水機場及び志田谷内排水機場の機器更新を図ってまいります。

産地づくり対策・経営基盤強化の支援につきましては、国の米政策の改革に伴い、行政による生産数量目標の配分が廃止されたことにより、新たに宮城県農業再生協議会から市町村協議会へ生産の目安が発表され、平成30年度産の米から需要に応じた主食用米の生産が開始されます。

本町では、農業相談員の設置により、地域資源を活用した農林水産物の生産・販売の促進や地域の特色を生かした多様な取り組みを支援するとともに、農業関係者や新たに参入する農業者などの相談や営農指導を関係機関と協力して支援してまいります。

また、経営基盤強化支援として農業経営の安定化と担い手の確保を図るため、人・農地プランの中心経営体や農地中間管理事業の受け手への農地集積を推進してまいります。

さらに、平成29年度設立した鳥獣被害対策実施隊により、農作物の被害防止に努めてまいります。

地産地消の推進につきましては、町内における地場産品直売市や産業まつりなどを開催し、生産者と消費者等が直接触れ合える取り組みを継続して行ってまいります。

また、6次産業化につきましては、町内の生産者と加工流通者との取り次ぎや農業生産者が加工、流通、販売に取り組めるよう引き続き支援してまいります。

水産業につきましては、漁港整備の推進について、震災で地盤沈下した名籠漁港及び銭神漁港の用地かさ上げを行い、漁港施設の利便性の向上を図ってまいります。

また、浅海漁業の振興につきましては、松島町の生食用カキを安定的に出荷するために、衛生体制や検査体制の維持に努めるとともに、カキのPR事業に対してもあわせて支援してまいります。

さらに、アサリにつきましても、稚貝散布及びサキグロタマツメタ貝の駆除作業に対して引き続き支援してまいります。

商工業につきましては、商店街活性化の支援として、農林水産業や観光業との連携を図り、本町の魅力ある地域資源である景観や歴史、松島産米、カキなどを生かした商工業の振興に努めるとともに、地域活性活力等の中小企業への支援や融資あっせんを行い、商工業の活性化を推進してまいります。

また、企業誘致の推進につきましては、財団法人光化学イノベーションセンターが東北放射光施設の建設候補地を東北大学青葉山新キャンパスと決定して以降、同施設に関連した企業や研究機関の誘致活動を行ってまいりました。

放射光施設の建設につきましては、ことしに入り、国が次世代型放射光施設を官民協働で整備することを表明するなど、建設実現に向けた動きが進んでおり、今後も同財団や東北大学、東北経済連合会など関係機関と連携しながら、放射光施設に関連した企業や研究機関の誘致活動を進めてまいります。

さらに、消費生活の安定と向上につきましては、多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談員における専門知識及び相談技法の習得、啓発活動に取り組むとともに、複雑化する問題に対処するために関係機関との連携を強化してまいります。

定住促進につきましては、定住促進の支援について復興支援定住促進事業補助金を継続し、1人でも多くの方に松島へ住んでもらえるよう努めてまいります。

また、移住・定住に向けた取り組みの推進につきましては、宮城県などが開催する定住希望者向けのイベントに参加し、移住相談や情報交換を行うほか、県が設置している移住相談窓口と連携しながら、定住希望者へ向けての本町のPRを行ってまいります。

さらに、定住促進に関する情報提供につきましては、空き家及び空き地などについて所有者や不動産事業者などと連携、協力しながら、引き続き町のホームページなどに情報を掲載し、移住・定住者の増加に努めてまいります。

行財政につきましては、適正な行政運営の推進として、固定資産台帳を活用した地方公会計による財政状況の公表を進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づき地域との調整を図りながら、将来的な財政負担の軽減に向けた施策の検討を行ってまいります。

また、ふるさと納税につきましては、国の方針状況を踏まえ、引き続き適正な運営を図り、寄附者の意向に合った寄附金の有効活用に努めてまいります。

検証の仕組みづくりにつきましては、行政評価制度について事務事業の評価を実施することにより業務の見直しを行い、適正かつ効果的な行政運営を目指してまいります。

行政サービスの充実ににつきましては、納付者の利便性向上を図るため平成29年度からコンビ

ニエンスストアや郵便局窓口における納付機会の拡充を実施しましたが、引き続き取り扱い種目の拡大やさらなる利便性の向上に向けた調査、検討を進めてまいります。

また、各種情報システムにつきましては、新たな基幹系システム及び公会計システムの適正かつ円滑な本格稼働を図るとともに、情報システムによる行政事務の効率化や住民サービスの向上に努めてまいります。

広域行政につきましては、仙台都市圏広域行政推進協議会や宮城黒川地方町村会等を通じて、広域観光の充実や道路の整備、復興事業に係る財政支援など広域的な共通課題の解決に向け、国や県に対する要望活動を引き続き実施してまいります。

ただいま申し上げました各施策に係る平成30年度当初予算の内訳につきましては、一般会計94億3,200万円、国民健康保険特別会計18億1,100万7,000円、後期高齢者医療特別会計2億700万2,000円、介護保険特別会計17億3,045万6,000円、介護サービス事業特別会計964万7,000円、観瀾亭等特別会計1億607万1,000円、松島区外区有財産特別会計206万9,000円、下水道事業特別会計26億8,397万4,000円、水道事業会計10億9,925万2,000円、合計170億8,147万8,000円であります。

以上、平成30年度の施政方針につきましてご説明いたしました。長期総合計画に掲げる「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち松島」の実現のために努力してまいりますので、議員の皆様方にはより一層のご支援とご協力をお願いし、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 大変ご苦勞さまでございました。

以上で、議案第22号から議案第30号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

本日の日程は全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は3月5日午前10時です。

大変ご苦勞さまでございました。

午後2時15分 散 会